

札幌市とこまえし狛江市の参考となる条例

●札幌市自治基本条例

●札幌市市民まちづくり活動促進条例

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

札幌市自治基本条例

平成18年10月3日

札幌市条例第41号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 市民

第1節 市民の権利（第6条・第7条）

第2節 市民の責務（第8条・第9条）

第3章 議会及び議員（第10条 - 第12条）

第4章 市長及び職員（第13条 - 第15条）

第5章 行政運営の基本（第16条 - 第20条）

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進（第21条 - 第24条）

第2節 情報共有の推進（第25条 - 第27条）

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第28条・第29条）

第7章 他の自治体等との連携・協力（第30条）

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第31条・第32条）

附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。

(この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関

する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。

4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定す

るものとする。

- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
- 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

（財政運営）

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価）

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（公正で信頼の置ける行政運営の確保）

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 実施の時期が適切であること。
 - (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
 - (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。
 - (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるま

ちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活

動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。
(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

- 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○札幌市市民まちづくり活動促進条例

平成 19 年 12 月 13 日

条例第 51 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成 18 年条例第 41 号)第 2 条第 1 項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(基本理念)

第 3 条 市民まちづくり活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行われなければならない。

- (1) 市民、事業者及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民、事業者及び市は、市民まちづくり活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。
- (3) 事業者及び市は、市民まちづくり活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民まちづくり活動に関する理解を深め、市民まちづくり活動の促進に協力するよう努めるものとする。

2 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを担う者としての自覚を持ち、活動の充実を図るとともに、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう努めるものとする。

3 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを効果的に進めるために、情報、人材、活動の場、活動資金等に関して、必要に応じ、他の市民まちづくり活動を行うものとの連携・協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の構成員として、市民まちづくり活動の意義に対する理解を深めるとともに、自らが有する資源を活用して、市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民まちづくり活動の促進に関する総合的な施策を実施し、市民まちづくり活動の促進のための環境づくりに努めるものとする。

(市民まちづくり活動促進基本計画)

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画(以下「市民まちづくり活動促進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民まちづくり活動の促進に関する目標

(2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関する重要事項

3 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

4 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市民まちづくり活動促進基本計画の変更について準用する。

(市の支援体制)

第8条 市は、市民まちづくり活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民まちづくり活動の促進に関する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

- 3 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域における市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

(情報の支援等)

第9条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供するものとする。

- 2 市は、市民自らが行う市民まちづくり活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

- 3 市は、市民まちづくり活動に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(人材の育成支援)

第10条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設けるなど、市民まちづくり活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。

(市民まちづくり活動の場の支援等)

第11条 市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民まちづくり活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民まちづくり活動の場の支援に努めるものとする。

(財政的支援)

第12条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。

(寄附文化の醸成)

第13条 市は、市民、事業者等による市民まちづくり活動に対する資金的支援が活発に行われ、市民まちづくり活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

(基金)

第14条 市は、市民まちづくり活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民まちづくり活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民まちづくり活動促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(助成)

第15条 市長は、基金を財源として、市民まちづくり活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

(事業報告書の提出及び閲覧等)

第16条 前条第1項の資金の助成を受けて市民まちづくり活動を行うものは、当該助成の対象となる事業が終了したときは、別に定めるところにより当該事業の実施状況の報告に係る書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書類について、当該市民まちづくり活動を行うものに報告又は説明を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年1回、基金の積立て状況及び前条第1項の資金の助成の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市民まちづくり活動促進テーブル)

第17条 市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル(以下「促進テーブル」という。)を置く。

- 2 促進テーブルは、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、市民まちづくり活動促進基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 第15条第2項の規定に基づき、基金による助成に関し意見を述べること。
 - (3) 市民まちづくり活動を効果的に促進するための方策等に関し協議等を行い、及び意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 促進テーブルは、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材を委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、促進テーブルに臨時委員を置くことができる。
- 7 促進テーブルに、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部改正〔省略〕
- 3 札幌市基金条例(昭和 39 年条例第 6 号)の一部改正〔省略〕

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

平成 15 年 3 月 31 日条例第 1 号
改正

平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号

平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 市民参加の手続き

第 1 節 通則（第 5 条－第 8 条）

第 2 節 審議会等（第 9 条－第 12 条）

第 3 節 パブリックコメント（第 13 条－第 15 条）

第 4 節 公聴会（第 16 条－第 19 条）

第 5 節 その他の市民参加の手続き（第 20 条－第 22 条）

第 3 章 市民投票（第 23 条）

第 4 章 市民協働

第 1 節 市民公益活動団体への支援（第 24 条－第 26 条）

第 2 節 行政活動への参入の機会の提供（第 27 条－第 29 条）

第 5 章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等（第 30 条－第 34 条）

第 6 章 雑則（第 35 条）

付則

狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めます。「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。そのためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたそのものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。

狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めておくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度として取り決めておくべき事項を定めたものです。今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。
- (2) 市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。
- (3) 行政活動 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動
- (4) 市の実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 市民公益活動 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利、宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの
- (6) 団体 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人、又はそれらに準ずる法人格を有しないが一定の規約を有する営利を目的としない団体

(市の責務)

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

- 2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

(市民参加の権利)

第4条 市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

- 2 満20歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

第2章 市民参加の手続き

第1節 通則

(市民参加の対象)

第5条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更

- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更
- 2 市の実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方自治法第74条の請求権から除外されるもの）等については市民参加の手続きを行わないことができる。

(市民参加の方法)

- 第6条 市の実施機関は、市民参加の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしく、かつ、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況によって、市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。
- 2 市民は、市の実施機関が前条第1項の規定に基づき市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて別に定める規定に基づき、市民参加の手続きの方法について、市の実施機関に提案することができる。
- 3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、その他の市民参加の手続きの方法が必要と判断した場合は、速やかに市民参加の手続きを行うものとする。

(意見などの取扱い)

- 第7条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。
- 2 市の実施機関は、公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、[狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）第9条](#)に定める非公開情報は公表しないことができる。

- (1) 提出された意見、提案、情報
- (2) 提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果

(公表の方法等)

- 第8条 市民参加の手続きに関する事項を公表するときは、次の方法によるものとする。
- (1) 担当窓口での供覧又は配布
 - (2) 市の広報紙への掲載
 - (3) 市の公式ホームページへの掲載
 - (4) その他、効果的に周知できる方法

第2節 審議会等

(審議会等の委員)

- 第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以

下「審議会等」という。)の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市の実施機関は、審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。

(会議の公開)

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

(諮問事案等の公表)

第11条 市の実施機関は、審議会等にその意見の報告を求める場合は、その都度、諮問事項、会議の予定を公表するものとする。ただし、会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議録の作成と公表)

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

第3節 パブリックコメント

(パブリックコメント)

第13条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため、その趣旨、目的、内容等について意見を受けることが必要な場合には、パブリックコメントの手続きをとるものとする。

(公表事項)

第14条 市の実施機関は、パブリックコメントの手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(意見の提出方法等)

第15条 パブリックコメントの手続きにおける意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便による送付

- (3) ファクシミリによる送信
 - (4) 電子メールによる送信
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に2週間以上の期間を設けなければならない。
- 3 意見の提出を受けるときは、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

第4節 公聴会

(公聴会の手続き)

第16条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。

(公聴会開催の公表)

第17条 市の実施機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
 - (2) 対象とする事案の内容
 - (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
 - (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
 - (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
 - (6) その他必要な事項
- 2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第18条 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

- 2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。

(報告書の作成等)

第19条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容

(6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加の手続き

(その他の市民参加の手続き)

第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、説明会、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。

(その他の市民参加の手続き実施の公表)

第21条 市の実施機関は、前条に定めるその他の市民参加の手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的

(2) 市民参加の手続きに関する内容

(3) 開催の日時及び場所を定めて市民参加の手続きを行うときは、その日時及び場所

(4) 対象とする事案の関連資料

(5) 市民参加の手続きに参加することができる者の範囲を指定するときは、その参加できる者の範囲

(6) その他必要な事項

(準用)

第22条 市の実施機関が、市民参加の対象とする行政活動について、書面等による広く意見を募集する方法により市民参加の手続きを行うときは、パブリックコメントの規定を準用する。

第3章 市民投票

(市民投票の実施)

第23条 市長は、市にかかわる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱い、その他の市民投票の実施に関して必要な事項については、別に条例で定める。

第4章 市民協働

第1節 市民公益活動団体への支援

(財政的支援)

第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。

(活動場所の提供)

第25条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

(情報環境の整備)

第26条 市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

第2節 行政活動への参入の機会の提供

(参入の機会の提供)

第27条 市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

2 市民公益活動を行う団体は、別に定める規定に基づき、市民協働で行う事業（以下「市民協働事業」という。）について、市の実施機関に提案することができる。

3 市の実施機関は、前項の規定に基づき提案されたものについて、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に諮問し、答申を受け、実施が望ましいと判断した場合は、市民協働事業としての事業化に向けて努めるものとする。

(登録制)

第28条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則

イ 設置目的

ロ 団体の名称

ハ 市民公益活動の内容

ニ 事業所又は活動拠点の所在地

ホ 役員及び会員に関する事項

ヘ 会計に関する事項

ト その他団体の運営に関する事項

(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿

(3) 会員の人数

3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めたときは、当該団体を登録するものとする。

(1) 団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。

(2) 団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。

(3) 団体の活動範囲に狛江市を含むこと。

4 前項の規定により登録をされた団体は、第2項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第3項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(書類等の公表)

第29条 市長は、前条第2項若しくは第4項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等

(審議会の設置)

第30条 この条例による市民参加と市民協働の推進を実効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。

- (1) 市民参加と市民協働に関する指針の検討
- (2) 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施
- (3) 市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- (4) 市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項
- (5) この条例の改正又は廃止に関する事項

3 審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が適当と認めた者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって公募に応じた者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第33条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、市民参加と市民協働の推進を所管する課が担当する。

第 6 章 雑則

(委任)

第 35 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(制度の検討)

2 市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

付 則 (平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。